愛媛県屋外広告物条例及び同施行規則を改正しました。

(平成28年3月29日公布)

屋外広告物に安全性を求める声が高まっており、県民の安心安全を図り、屋外広告物に係る事故の発生を未然に防止するため、愛媛県屋外広告物条例及び同施行規則を改正しました。

改正の概要

1 屋外広告物の管理者の設置

平成28年10月1日施行

許可を受けて屋外広告物を設置するに当たっては、次の屋外広告物を除いて 管理者を置かなければならない。こととなりました。

【管理者を必要としない広告物】

- ・広告物の表示面積が10㎡以下かつ高さが4m以下であるもの
- ・はり紙、はり札等、立看板等、塗装、広告幕、広告旗及びアドバルーン

2 安全点検の実施

平成28年10月1日施行

【点検項目(7項目)】

- ・取付(支持)部分の変形又は腐食
- ・主要部材の変形又は腐食
- ボルト、ビス等のゆるみ、さび
- ・表示面の汚染、変色又は剥離
- ・表示面の破損
- ・照明装置、電気配線等の破損、劣化
- その他

3 管理者の資格

平成30年10月1日施行

屋外広告物の安全性、安全点検の実効性をより高めるため、<u>管理者になれる</u> 者が次の資格等を有する者に限定されました。

【資格等】

- 屋外広告士
- ・職業訓練指導免許保持者、技能検定合格者、職業訓練修了者(いずれも広告美術仕上げ又は帆布製品製造取付けに係るもの)
- 建築士
- 電気工事士
- 電気主任技術者
- ※ 県や市が実施する屋外広告物講習会修了者は、管理者の資格等に含まれませんので御注意ください。